

令和7年度 運営規程

保育の提供を開始するにあたり、当園が説明すべき事項は次のとおりです。

1 施設運営主体

事業者の名称	茅野市
代表者氏名	茅野市長 今井 敦
所在地	茅野市塚原二丁目6番1号
電話番号	0266-72-2101

2 保育所の概要

施設の種類	保育所				
施設の名称	茅野市湖東保育園				
所在地	茅野市5646番地1				
連絡先	Tel 0266-78-2637、Fax 0266-78-2637				
管理者名	園長 原由美子				
利用定員	総合計 130人	0歳児 3人 1・2歳児 37人	3号認定 合計 40人	3・4・5歳児 90人	2号認定 合計 90人
自己評価の概要	職員による保育内容等の評価を行い、保育に関する資質向上に努めます。				
職員研修の実施状況	園内研修、階層別保育士研修、職層別研修				
認可年月日	昭和27年4月1日				

3 施設の目的・運営方針

目的	児童福祉法に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。
運営方針	「様々な人との関わり、遊びや生活を通して、豊かな心情・意欲・態度を身に付ける」ことを重点に、それぞれの地域の状況を踏まえ、創意工夫をし、特色のある保育園づくりに努めます。 ○一人一人の心身の状態や家庭生活の状況などを踏まえ、子どもの“育ち”の視点に立って保健・医療・福祉・教育が連携した保育 ○温かくくつろげ、生き生きと活動でき、子どもが安心して育つことのできる環境 ○絵本の読み聞かせや様々な遊びや体験を通して、豊かな心とたくましい身体の育成 ○子育てのパートナーとして、子どもの育ちを見守る、家庭や地域との連携
保育方針	○子どもの気持ちに寄り添った安心で安全な保育環境を整え、心地よい園生活が送れるようにします。 ○みんなで元気な挨拶を交わし合い、“笑顔あふれる保育園”を目指します。 ○様々な自然体験を通し、たくましく生きていく力を育てます。 ○異年齢交流や、地域の方との交流を通して、やさしさや思いやりの気持ちを育てます。 ○絵本、運動遊び、ごっこ遊び、食育、わらべうたを大切にした保育内容の充実を図ります。 ○一日保育士体験を通して、保護者とともに子どもの育ちを見守り、相互理解を深めます。

4 施設・設備等の概要

敷 地	全 体	4,673.27 m ²		
建 物	構 造	鉄筋造1階	延べ面積	1,112.4 m ²
施設の内容	遊戯室 保育室： 8 室 便所： 4 か所 事務室、調理室、子育て支援室、園庭、保育材料室ほか			

5 職員体制 (令和7年4月1日現在)

職種	職務の内容	職員数
園長	園務を司り、職員及び業務を管理・監督する。	1 人
主任保育士	園長を補佐するとともに、他の保育士を統括する。	1 人
常勤保育士	保育に従事し、その計画の立案・実施・記録・連絡等	5 人
パート保育士等	常勤保育士の保育補助	5 人
延長保育補助員	8 時間を超える保育の補助	4 人
保育サポーター	保育補助、施設営繕	1 人
事務員	庶務全般	1 人
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食・おやつを調理	3 人

6 保育を提供する日

開所日	月曜日から土曜日
開所時間	平日 午前7時30分から午後6時30分 土曜日 午前7時30分から午後1時00分
休園日	日曜日、祝日、12月29日から1月3日まで

※現在、土曜保育を利用する園児が減少していることから、合同保育を行う可能性があります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育短時間認定	保育時間	午前8時00分から午後4時00分
	延長保育時間	午前7時30分から午前8時、午後4時以降
保育標準時間認定	保育時間	午前7時30分から午後6時30分
	延長保育時間	午後6時30分から午後7時
緊急預かり保育	開所時間のうち、認定時間外にやむを得ない理由により保育が必要な場合は、緊急預かり保育を行います。 なお、この場合には別途預かり保育料が必要になります。	

*入園式、卒園式、(運動会)は、行事時間内の保育となります。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

特に1歳児の保育士配置については、園児4人に対して1人と国基準(6:1)を上回る配置をしています。

(2) 延長保育

(3) 障害児保育

(4) 特別利用保育(定員に余裕がある場合、1号認定の受入れ)

(5) 一時保育

9 給食について

実施方法	自園調理
給食の方針	本園の給食は、保育園の給食室で調理します。 保護者の方へは、前月に翌月の献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	食物アレルギーがある場合は、医師の診断書に基づき、アレルギー対応マニュアルに沿って対応します。

10 利用者負担について

- (1) 保育料 市が定める額（3歳以上児童、0～2歳住民税非課税世帯、第3子以降は無償）
- (2) 延長保育料 市が定める額
- (3) 保育料以外の費用
保育料のほかに、保護者に負担いただくものとして以下のものがあります。
 - ① 給食費（月額：主食代 270 円、副食費 4,500 円）は、毎月月末（土、日、祝日等の場合は翌営業日）に指定された口座から振替をします。
 - ② 個人に帰属する下記の消耗品は、**6月30日(月)**に指定された口座から振替をします。
 - ・共済掛金（日本スポーツ振興センター）の災害共済給付制度の一部負担金 240 円
 - ・カラー帽子 610 円、出席ノート 225 円、出席シール 291 円、給食用ナフキン 139 円、おやつ用ナフキン 77 円、クレヨン 506 円、粘土 308 円、延長保育用おやつナフキン 42 円
 - ③ その他、必要な実費は随時お知らせします。（現金にて徴収します。）
 - ・竹馬（1,550 円）・観劇代・遠足時のバス代・記念写真代等

11 緊急時の対応

園児に緊急事態が発生した場合は、保護者の指定する緊急連絡先へ速やかに連絡します。

12 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画書及び防災マニュアルにより対応します。
避難・消火訓練	火災及び地震等の訓練は、非常災害対策訓練年間計画に基づき、毎月 1 回実施します。
防災設備	消火器具・自動火災報知設備・消防機関へ通報する火災報知設備・非常警報設備・誘導灯・避難器具

13 賠償責任保険の加入

保険の種類	独立行政法人 日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度 全国市長会学校災害賠償補償保険
保険の内容	保育園の管理下における負傷、疾病、障害、死亡に対する給付
補償金額	独立行政法人 日本スポーツ振興センター及び全国市長会学校災害賠償補償保険の規定による

14 相談・要望・苦情の受付

解決責任者	原 由美子
受付担当者	立木 香
利用時間	開所時間内
連絡先	電話 0266-78-2637・FAX 0266-78-2637
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。

15 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

児童福祉法（第18条の22（保育士の守秘義務））等に基づき、当市の個人情報保護マニュアルにより厳正に管理し、取扱います。